

H24春協議

参考

総合特区 特例措置(規制分野)「今回以降のFUにおいて対象から除外する項目」

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	法令等	省庁・担当課等	【参考:前回FU時】省庁回答欄				対象から除外する理由
						ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	備考	
アジアヘッドクォーター特区	14	外国人医師の規制緩和	○ 医師免許互換制度の規制緩和 ・総合特区内の病院における外国人に対する診療を条件として、協定締結国の医師受入れを拡大し、外国人を診療対象に限定した外国人医師による診療の機会を確保する。	医師法	厚生労働省 医政局医事課	東京都の①から④までの要望について引き続き協議中 【事務局注:「東京都の①から④までの要望」は下記のとおり】 ①「当該国医師等の受入地域」の単位として、アジアヘッドクォーター特区を一つの単位として認めること ② 特例的な医師国家試験を日本語、英語、必要に応じてその他の言語で実施すること ③ 特例的な医師国家試験を要請に応じて柔軟に実施すること(実施時期) ④ 特例的な医師国家試験の実施にあわせて当該試験に対応した、都道府県からの要請書の提出期限、その要請書に対する貴省回答時期、受験資格認定の申請期限、同認定時期、受験申請期限を設定、明示すること	①から④までの要望について引き続き、指定自治体に協議を行う予定	今後も東京都との協議を予定していることから、協議終了時期を明記することはできないが、可能な限り早期に協議を終了できるように努める。		特例措置提案を行ったアジアヘッドクォーター特区(東京都)から、別制度の活用により本提案が実現可能となったため、総合特区制度における対応は不要であるとの申し出を受けたため。